



島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第34号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

（企業局施設課） 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「料金その他の」を削る。

第 2 条第 4 号中「こえて」を「超えて」に、「水量について第17条、第18条又は第19条」を「場合において第16条」に改め、同条第 6 号中「給水管」の次に「、受水施設」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(7) 原水 江の川工業用水道における浄水処理を行わない工業用水をいう。

第 3 条中「知事」の次に「（以下「知事」という。）」を加える。

第 4 条見出し中「申し込み」を「申込み」に改め、同条第 1 項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条第 2 項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、「前項の申し込み」を「前項に規定する申込み」に、「給水すべきもの」を「その申込みの内容が適当である」に、「申し込み」を「申込み」に改め、「使用水量を」の次に「基本使用水量と」を加え、「申込者」を「前項に規定する申込みを行った者」に改める。

第 5 条見出し中「申し込み」を「申込み」に改め、同条第 1 項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第 2 項中「こえて」を「超えて」に改め、「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条第 3 項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、「前項の申し込み」を「前項に規定する申込み」に、「給水すべきもの」を「その申込みの内容が適当である」に、「申し込み」を「申込み」に改め、「定めて」の次に「特定使用水量として」を加え、「申込者」を「前項に規定する申込みを行った者」に改める。

第 6 条第 1 項中「、特定使用水量」を「特定使用水量」に改め、「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条第 2 項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第 7 条第 1 項中「給水施設工事承認申請書（様式第 3 号）を提出し、管理事務所長（以下「所長」という。）の」を「管理事務所長（以下「所長」という。）に給水施設工事承認申請書（様式第 3 号）を提出し、所長の」に改め、同条第 3 項中「別表に」を「知事が別に」に改める。

第 8 条第 1 項中「給水施設に漏水その他」を削り、「遅滞なく」を「直ちに所長にその旨を報告するとともに、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 所長は、給水の適正を図るため、必要があると認めるときは、給水施設又は流末施設を検査するものとする。

第 9 条を削る。

第10条中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条を第 9 条とする。

第11条第 1 項中「使用者は、」の次に「他の使用者への給水に支障を生じさせることのないように」を加え、同条第 2 項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条を第10条とする。

第12条中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条を第11条とする。

第13条中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条を第12条とする。

第14条第 2 項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条を第13条とする。

第15条第 1 項中「次条から第19条まで」を「次条及び第16条」に改め、「故障」の次に「その他の事由」を加え、「不明の」を「明らかでない」に改め、「所長が」の次に「使用水量を」を加え、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

第17条中「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第16条とする。

3 前2項の超過使用水量の算定にあたって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該水量については超過使用水量として算定しないものとする。

(1) 第1項に規定する場合において、1月の実使用水量が当該月の基本使用水量の範囲内であり、かつ、各時間における超過使用水量が基本使用水量の24分の1の水量の100分の5以内であるとき。

(2) 前項に規定する場合において、1月の実使用水量が当該月の基本使用水量と特定使用水量との合計水量の範囲内であり、かつ、各時間における超過使用水量が特定使用時間中については基本使用水量の24分の1の水量と特定使用水量を特定使用時間数で除して得た水量との合計水量の100分の5以内、特定使用時間外については基本使用水量の24分の1の水量の100分の5以内であるとき。

4 知事の承認を受けて、記録紙を使用しないメーターを設置した場合の超過使用水量の算定方法は、前3項の規定にかかわらず、1月の実使用水量から当該月の基本使用水量及び特定使用水量を減じて得た水量とする。

第18条及び第19条を削る。

第20条中「工業用水」の次に「(原水を除く。)」を加え、同条を第17条とする。

第21条を第18条とする。

第22条第1項中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、「工業用水道に付設して消火栓の設置の希望があるときは」を「工業用水道施設に消火栓施設の設置を希望する者がある場合において必要と認めるときは」に、「希望をした」を「希望する」に、「消火栓」を「消火栓施設」に改め、後段を削り、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「消火演習」を「消火演習」に、「消防活動」を「おいて消火活動」に改め、「ほか」の次に「、」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により設置した」、「(以下「消火栓」という。）」及び「ものとする」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第19条とする。

2 前項の規定により設置された消火栓施設(以下「消火栓」という。)は、県に帰属するものとする。

第23条中「公営企業管理者の権限を有する」を削り、同条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同条の次に次の1号を加える。

(5) 第8条第2項の規定による検査に対し、正当な理由なくこれを拒んだとき。

第23条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 料金の納入を免れようとして不正の行為をしたとき。

別表を削る。

様式第5号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に、「利用」を「使用」に、「第12条の」を「第11条の」に、「利用開始(廃止)予定年月日」を「使用開始(廃止)予定年月日」に改める。

様式第6号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「第13条の」を「第12条の」に改める。

様式第7号中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」に、「第14条第2項」を「第13条第2項の規定」に改める。

様式第8号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「管理事務所長」を「事務所長」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

様式第9号中「(第22条関係)」を「(第19条関係)」に、「第22条第4項」を「第19条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の島根県工業用水道事業給水規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。